

令和5年度

国の施策・予算に関する  
緊急提案・要望

令和4年11月





## 国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

### 【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、脆弱な財政基盤、地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む厳しい財政状況の中、令和3年8月に策定した「行財政改革計画 2021-2025」の下、特に令和3年度からの3年間を集中改革期間と位置付け、全庁を挙げて抜本的な改革に取り組んでいます。

その結果、令和3年度決算と令和4年度予算の2年間で、計画を447億円上回る収支改善を達成し、公債償還基金の枯渇の危機は回避できました。しかし、これからも市民の皆様が安心安全に京都で暮らし、京都の魅力を未来に継承・発展させていくためには、今後とも改革を着実に実行し、基盤となる行財政を持続可能なものとする必要があります。引き続き、市民の皆様の御理解・御協力を得ながら、行財政改革と都市の成長戦略を力強く推進してまいります。

### 【感染症・物価高対策と社会経済活動の回復に向けて】

この間、本市では地方創生臨時交付金等を活用し、市民生活を守るために必要な取組をスピード感を持って、取り組んでまいりました。しかし、長引くコロナ禍や、原油価格・物価の高騰の影響により、依然として京都経済は厳しい状況が続いています。

市民の皆様のいのちと健康、暮らしを徹底して守り抜き、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、事業活動の継続と変革への挑戦、文化芸術の促進を後押しし、市民の皆様と共に社会経済活動の回復に向けた取組を推進します。また、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及、日本のMICE戦略に資する京都国際会館の拡張整備等、活力ある日本の未来に向けて、国や京都府と共に取り組んでまいります。

### 【双京構想・文化首都の実現】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組むとともに、文化首都として、令和5年3月に京都に移転する文化庁との連携を深めながら、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

### 【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長 門川 大作

—目次—

【新型コロナウイルス感染症・物価高対策と社会経済活動の回復に向けた要望】

① 感染症対策と保健所機能強化

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等 … 2
- 2 後遺症への対策強化 … 2
- 3 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援 … 3
- 4 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化 … 3
- 5 出口戦略の提示 … 3

② 社会経済活動の下支え

- 6 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実 … 4
- 7 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援 … 4
- 8 学生が安心して学べる環境づくりへの支援 … 4
- 9 事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実 … 5
- 10 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実 … 6
- 11 文化芸術活動への支援の継続・充実 … 6

③ 自治体財政への支援

- 12 自治体財政への支援の充実 … 7

<参考資料>

- ① 事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実 … 10
- ② 自治体財政への支援の充実 … 12

【令和5年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望】

- 1 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 … 16
- 2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援 … 22
- 3 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決 … 26
- 4 文化庁の機能強化及び文化政策の充実 … 28
- 5 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援 … 30
- 6 子ども・子育て支援の充実 … 32
- 7 マイナンバーカードの普及促進のための確実な財政措置 … 34
- 8 国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）の確保・拡充 … 35
- 9 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所・京都拘置所・京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討 … 36
- 10 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 … 38

新型コロナウイルス感染症・物価高  
対策と社会経済活動の回復に向けた要望

## 新型コロナウイルス感染症・物価高対策と社会経済活動の回復に向けた要望

### ① 感染症対策と保健所機能強化

#### 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等

##### (1) 今後のワクチン接種に係る運営方針の速やかな提示

令和5年度以降のワクチン接種に係る運営方針について、自治体に負担を生じさせないような内容を検討し、早急に詳細を提示すること。提示後に制度改正や方針の変更を行う際は、自治体の準備期間が十分に確保できるよう配慮すること。

##### (2) ワクチン接種経費等の全額国費負担の継続

ワクチン接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種の安定した実施や、システム入力の手順化等に向けた自治体独自の取組等に必要な経費についても、自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講じるなど、引き続き十分な財政支援を行うこと。

なお、定期接種となった場合も、ワクチンの安定供給と直接補助による財政支援を継続すること。

##### (3) 国民への周知・広報

国民へのワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義及び効果、副反応、禁忌事項も含めた正確な情報について、ホームページ等で分かりやすくタイムリーに発信するなど、国民に対する積極的な周知・広報を継続すること。とりわけ、現役世代、若年層、小児及びその保護者に対して、ワクチンに関する専門的な知見に基づく情報を分かりやすく継続的に発信し、正しい知識と情報に基づいてワクチン接種を判断できるよう、万全を期すこと。

##### (4) 国産の新型コロナウイルスワクチンの開発・普及

接種の更なる促進に向けて市民の選択肢を増やすためにも、国産ワクチンの研究開発支援を行うとともに、生産体制の強化を図るための支援を強力に推進すること。

また、国産ワクチンの承認審査に当たっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮した評価としたうえで、副反応に対する懸念の低い国産ワクチンを早期実用化すること。

#### 2 後遺症への対策強化

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、令和3年度から国において診断方法などをまとめた医療関係者向けの手引きを公表されているが、未だ明らかになっていないことが多く、診断やケアの手順は具体化されていないほか、長期の経過観察で後遺症がどのように推移するかは今後の検討課題とされていることから、引き続き研究を進めるとともに、必要な情報を自治体と共有すること。

また、本市は、京都府と連携し、後遺症に悩む方専用の相談窓口を設置し、健康相談や受診相談に対応している中、感染状況を踏まえ引き続き体制を継続していく必要があるため、自治体の負担が生じないよう、十分な財政措置等の支援を行うこと。

### 3 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援

#### (1) 保健所等の体制・機能強化

保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、第8波以降への対応も含めた今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め、体制・機能の強化への支援を継続すること。

また、国においては、入院・宿泊療養体制整備や看護師等の確保などの支援を引き続き実施するほか、オンライン診療や往診といった在宅療養者への医療提供体制の強化を支援すること。

#### (2) 安定した地域医療の維持等のための支援

患者の受診控えや救急患者の減少等により医療機関の経営に大きな影響が生じていることから、安定的な地域医療の維持のため、重点・協力医療機関以外であっても必要な支援が行き届くよう、医療機関への支援を継続すること。

また、歯科保健医療提供体制の維持に向けた支援や、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討等を進め、速やかに実施すること。

あわせて、コロナ禍における保健福祉サービス等の安定的な維持に向け、社会福祉施設等に対する支援を継続するとともに、物価高の影響により、施設運営や新設に支障が生じないように、国庫補助単価の改定を行うこと。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、更なる増額を図ること。

また、これまで指定都市など大都市部においてとりわけ多数の陽性者が発生している。こうした状況を踏まえ、指定都市が第8波以降に備えて、例えば、健康相談に関する体制充実や、陽性となった方に対するフォローアップの充実など、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、さらには、道府県の負担軽減にもつながることから、指定都市を直接交付の対象とすること。

### 4 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、臨時の医療施設の開設や医師等への医療従事者の要請・指示などの道府県知事の権限について、指定都市市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

### 5 出口戦略の提示

新たな変異株の特性やワクチン接種、治療薬の運用状況等を踏まえ、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略について、オープンな環境のもと国民的議論を深めながら検討を進め速やかに提示すること。

## ② 社会経済活動の下支え

### 6 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実

長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰が市民生活に大きな影響を及ぼす中、市民のいのちを守り、誰ひとり取り残さない社会を構築するためにも、孤独・孤立対策を強力に進めるための子どもの貧困対策、負担の増大しているひとり親家庭への支援といった子育て世帯への支援はもちろんのこと、生活困窮者自立支援制度など、生活が困難な方を支える取組を充実すること。

あわせて、コロナ禍において、雇用面や生活面で大きな影響を受け、また、DV や性被害など様々な困難を抱える女性に対して、国の交付金等による支援を充実するとともに、女性の自立や更なる活躍推進に向けて包括的な支援を行うこと。

さらに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化する中、ウクライナ避難者への支援に当たっては、物価高の影響などを踏まえながら、十分かつ継続的な支援を行うとともに、住居確保など自治体による避難者支援に対する財政支援を継続すること。

### 7 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和3年度に引き続き、国による全額の財政支援を実施すること。

### 8 学生が安心して学べる環境づくりへの支援

長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響等により経済的な困難や不安を抱えている学生に対する負担軽減策の充実を図るとともに、大学において実施する学修環境の整備、課外活動・学生寮等における感染拡大防止策に対する支援を行うこと。特に、学生等に対する確実なワクチン接種のために、必要な支援を行うこと。

また、留学の際の出入国に係る措置等へのより柔軟な対応や留学生の受入から定着まで一貫した取組への支援を充実させること。大学・学生への誹謗中傷の防止に向けた啓発・情報発信を行うこと。

さらに、人口減少社会等を迎える中、大学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など、大学運営に必要な基盤的経費等への支援の充実を図るとともに、特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織への支援の充実を図ること。

## 9 事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実

### (1) 金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

資金繰りが厳しい事業者の既往債務について、実情に応じた柔軟な条件変更ができるよう、民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の条件変更に伴う追加の信用保証料への補助を行うとともに、無利子期間を延長すること。

加えて、「中小企業活性化パッケージNEXT」において示された、借換保証制度を早期に創設するなど、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を図ること。

また、融資制度における信用保証制度の対象について、一般社団法人や一般財団法人、さらに国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度でも対象となっていない公益社団法人、公益財団法人等の法人形態も対象となるよう、中小企業信用保険法の要件を緩和すること。

### (2) 経営への影響が深刻な中小企業等への継続した支援、雇用対策の支援の充実

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰により、一層厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者等を下支えするため、幅広い業種を対象に、申請・活用しやすい支援制度を構築するとともに、事業再構築補助金のように、これまで国が実施してきた支援策を充実・再実施すること。

また、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者への指導と監視の徹底など、中小企業等を取り巻く環境整備にしっかりと取り組むこと。

さらに、雇用調整助成金の特例措置等、新型コロナウイルス感染症に関する雇用の支援策については、経済・雇用情勢に応じて柔軟に対応すること。

加えて、原油価格・物価高騰を踏まえ、非正規雇用労働者やフリーランス等の不安定な立場にある方への支援をはじめ、賃金の引上げに向けた事業者の生産性向上の取組等への支援策を充実すること。

### (3) 中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実

中小企業等のデジタル化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、IT導入補助金の要件緩和や補助対象の拡大など、国の施策を柔軟に運用し、中小企業のデジタル化やDXを一層推進する施策を充実させること。

### (4) 地域公共交通事業者等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域公共交通事業者における厳しい経営状況が継続していることを踏まえ、市民生活と多様な都市活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者への支援を継続すること。また、社会経済活動の回復に向けて、事業者による公共交通の利用回帰の取組等にも支援を行うこと。

さらに、経営状況の厳しさに拍車をかける燃料油価格の高騰に対しては、国において、基準価格の引下げに係る支援を実施されているが、情勢が落ち着くまでの当面の間は、この措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

## 10 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

### (1) MICE 開催やインバウンドの回復に向けた支援の拡充

社会経済活動の回復や日本の競争力の維持・向上のため、インバウンドやMICEの積極的な誘致に向けた対策・支援を行うこと。

インバウンドの回復に向けては、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客の積極的なプロモーションなど、インバウンド需要の取込みにつながる効果的な施策を講じること。

さらに、文化や生活習慣の違いにより地域で観光課題が生じないように、国においても、訪日観光客へのマナー啓発、地域への配慮など、市民生活と観光との調和を図るための十分な対策を講じること。

### (2) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた支援の拡充等

感染拡大防止との両立を図りながら、観光需要の喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた効果的な対策を強化すること。

また、DMO等が実施する地域独自の消費喚起策等に対する財政措置などの支援策を実施すること。

### (3) 観光事業者等による生産性の向上、観光客等への情報発信などの取組への支援の拡充

レジリエントな観光・MICEの実現に向け、観光事業者等が実施する生産性の向上や従業員の処遇改善、危機管理対応などの取組への支援を更に拡充するとともに、観光客等への情報発信や観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組への支援を更に拡充すること。

### (4) デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大

観光による地方創生の推進に向け、観光施策の企画・立案に必要な基礎データを全国の市町村レベルで把握できるよう、民間企業等が保有するビッグデータ等を活用しながら観光統計の整備・拡大に取り組むとともに、観光統計を活用し、受入環境整備に関する施策を講じること。

## 11 文化芸術活動への支援の継続・充実

人々の心の豊かさと社会経済活動の回復に向け、国において安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策を講ずるとともに、自治体が地域の実情に応じて実施する文化芸術支援策に対して、文化芸術振興を目的とした新たな補助制度を創設するなどにより必要な財政措置を講じること。

### ③ 自治体財政への支援

#### 12 自治体財政への支援の充実

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続及び弾力的な運用等

自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策、さらには原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減等を行うことができるよう、市民生活や地域経済を守るために必要とされる額を継続して確実に措置するとともに、補正予算による追加交付など、引き続き、年度途中でも状況に応じて機動的に交付すること。加えて、自治体の実情を踏まえ、翌年度への繰越を可能とするなど、柔軟で弾力的な運用を行うこと。

とりわけ、感染症法上における行政検査等の費用については、法で国庫補助率が定められているため、現状では本臨時交付金を充当できないが、本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお、この間の感染が拡大している状況においては、感染症対策に係る本市の負担が、普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど、十分な配慮を行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、各市町村における財政需要を適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村のうち、真に支援を必要とする市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ、大都市に対しては、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、十分な配慮を行うこと。

##### (2) 固定資産税の安定的な確保

令和4年度の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた景気の回復に万全を期すため、前年度に講じられた課税標準額の据置措置に続き、商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置を講ずることとされた。

地価上昇が続いた本市においては、その影響が大きく、本来増収となるべき固定資産税等が、地方交付税の算定を踏まえてもなお、当初見込まれた税収から5億円程度減少することとなった。

このことから、当該措置により逸失した令和4年度の税収額については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などにより全額を国が補填すること。

また、固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であることから、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、令和5年度以降は既定の負担調整措置を確実に実施し、新たな負担軽減措置の創設などの制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

### (3) 上下水道事業における減収等に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の大幅な減少に伴い、水道料金及び下水道使用料収入について大幅な減収となっていることに加え、今般の原油価格・物価高騰も相まって、上下水道事業の運営のための十分な財源を確保できない状況であることから、緊急かつ柔軟な財政支援を行うこと。



## <参考①> 事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実

### 1 金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

#### (1) 提案・要望

- ・ 民間金融機関による実質無利子・無保証料融資（以下「ゼロゼロ融資」という。）の条件変更に伴う追加の信用保証料への補助を行うこと
- ・ ゼロゼロ融資の無利子期間（3年）を延長すること
- ・ 「中小企業活性化パッケージ NEXT」において示された、借換保証制度を早期に創設するなど、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を図ること
- ・ 融資制度における信用保証制度の対象について、一般社団法人や一般財団法人、また国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度でも対象となっていない公益社団法人、公益財団法人等の法人形態も対象となるよう、中小企業信用保険法の要件を緩和すること

#### (2) 中小企業等への融資について

コロナ禍における中小企業等の資金繰りについては、京都府との連携のもと、令和2年5月から令和3年3月まで（融資実行期限は令和3年5月まで）に、国の利子補給・信用保証料補助のもと実施したゼロゼロ融資をはじめ、様々な制度融資を実施し、コロナ禍における中小企業等の資金繰り支援を行ってきた。

とりわけ、ゼロゼロ融資については、令和2年度から3年度にかけての融資額の約8割を占めるなど、多くの利用者がゼロゼロ融資により手許資金を確保するとともに、元金返済の据置期間を設定（最長5年）することにより、中小企業等の資金繰りは安定し、コロナ禍にあっても代位弁済や企業倒産は減少。こうした金融支援等が中小企業等の事業継続に大きく寄与している。

#### （参考）京都府下における信用保証付融資・代位弁済・倒産実績の推移

（単位：件、百万円）

年度	令和元年度(コロナ前)		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資実績	10,306	199,580	49,070	1,051,836	10,508	236,622
うち、ゼロゼロ融資			42,166	851,788	4,606	134,796
代位弁済	575	9,964	349	5,860	399	7,597
倒産	244	14,600	242	18,643	190	21,182

（出典：京都信用保証協会保証月報、東京商工リサーチ京都府企業倒産状況）

#### （参考）本市における中小企業等への資金繰り支援について

##### (1) 府市協調により新たに創設したコロナ関連融資

令和2年2月 新型コロナウイルス対応緊急資金

令和2年5月 京都市新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）

令和3年4月 伴走支援型経営改善おうえん資金

##### (2) 制度融資預託金の推移

（単位：億円）

年度	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度予算
預託金額	320	1,790	2,212	1,530

### (3) 今後の課題について

#### ア ゼロゼロ融資の据置期間の満了等による資金繰りへの対応について

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰により、中小企業等は一層厳しい状況に置かれており、令和4年度の京都府下における代位弁済や倒産状況の件数は増加傾向にある。

#### <令和4年度（9月末現在）の京都府下における代位弁済・倒産状況>

（単位：件、百万円）

		令和4年度 (4～9月)	前年度同期比
代位弁済	件数	228	141.6%
	金額	3,969	130.2%
倒産状況	件数	135	132.4%
	金額	14,629	200.9%

（出典：京都信用保証協会保証月報、東京商工リサーチ京都府企業倒産状況）

信用保証協会や金融機関へのヒアリング等によると、ゼロゼロ融資の利用者の多くが元金返済の据置期間を3年に設定。また、ゼロゼロ融資の無利子期間も当初借入日から3年間となっており、据置期間の満了と無利子期間の終了が重なる令和5年度以降には、中小企業等の資金繰りが一層深刻化し、事業継続に支障を来すことが見込まれる。

極めて厳しい経営環境にある中小企業等を下支えし、地域経済の持続的な発展を維持するためには、融資の条件変更により返済負担の軽減及び事業継続を図ろうとする事業者に対し、条件変更に伴い発生する追加の信用保証料への補助を行うとともに、ゼロゼロ融資の無利子期間を延長するなど、金融支援の更なる充実と、中小企業等の負担軽減に向けた対策が必要不可欠である。

また、「中小企業活性化パッケージ NEXT」（令和4年9月9日公表）において「借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討」が明記されたところであるが、ゼロゼロ融資を新たな保証制度で借り換える等により返済期間を延長することは中小企業等にとって大きな負担軽減につながるため、早期実施が望ましい。

#### イ 公益法人等への信用保証制度対象拡大について

自治体による制度融資は中小企業信用保険法に基づく「国の信用補完制度」を前提としたものとなっており、公益法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等）は原則対象外となっている。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、原油価格や物価が高騰する中で、今後、公益法人等についても資金繰りが悪化する可能性が懸念されることから、法改正等により公益法人等も自治体の制度融資を利用できるような仕組みを構築することが必要である。

なお、一般社団法人と一般財団法人については、国家戦略特区制度において、社会課題の解決を図る事業の実施を条件として、自治体の制度融資を利用することができるが、公益社団法人や公益財団法人等については、対象外とされているほか、損失補償に係る自治体の負担割合が大きいこと等の課題がある。

## <参考②> 自治体財政への支援の充実

### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続及び弾力的な運用等

#### (1) 提案・要望

- ・ 市民や事業者の負担軽減等を行うことができるよう、継続して必要額を確実に措置するとともに、補正予算による追加交付など、引き続き、年度途中でも状況に応じて機動的に交付すること。加えて、地方自治体の実情を踏まえ、翌年度への繰越を可能とするなど、柔軟で弾力的な運用を行うこと。
- ・ 感染症法上における行政検査等の費用について、本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお、この間の感染が拡大している状況においては、感染症対策に係る本市の負担が、普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど、十分な配慮を行うこと。

- ・ 交付金の算定に当たっては、各市町村における財政需要を適切に反映し、真に支援を必要とする市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ、大都市に対しては、財政力に関わらず必要な額を措置するよう十分な配慮を行うこと。

#### (2) 臨時交付金（地方単独分、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、重点交付金分）配分状況

全市町村の1人あたり交付限度額は24,559円/人である一方、指定都市の平均は17,708円/人となっており、一般市町村へ多く配分されている傾向にある。

項目	交付限度額	人口（人）	人口1人あたり交付限度額
総合計	6兆 584億円	126,146,099	
都道府県分	2兆 9,604億円	126,146,099	23,468円/人
市町村分	3兆 980億円		24,559円/人
うち指定都市	4,923億円	27,799,058	17,708円/人

#### (参考) 本市の配分状況

本市の1人あたり交付限度額は、20,820円/人となっている。

項目	交付限度額（百万円）				人口 【B】	1人あたり交付額	
	合計 【A】	地方単独	原油価格・物価高騰対応	重点交付金		(円/人) 【A/B】	順位
京都市	30,475	24,065	3,771	2,639	1,463,723	20,820	4位
大阪市	51,444	40,700	6,507	4,237	2,752,412	18,690	12位
堺市	16,320	12,634	2,156	1,530	826,161	19,754	8位
神戸市	30,128	23,640	3,896	2,593	1,525,152	19,754	7位
指定都市合計	492,267	381,270	65,883	45,114	27,799,058	17,708	
他指定都市平均	24,305	18,800	3,269	2,236	1,386,070	17,535	

### (3) 本市の活用状況について

国の活用事例等を踏まえ、本臨時交付金により、新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策、さらには原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減、ウクライナ避難民への支援を実施している。

新たに交付があった重点交付金を活用し、今後、更なる対策を実施予定である。

#### ○主な活用事例（本市のR4.6月補正における活用額）

- ・生活者支援（商店街、大学、生活困窮者支援や子ども食堂等の実施団体への支援、学校給食や福祉施設等における食材費高騰対応など）（1,278百万円）
- ・事業者支援（中小企業の事業継続支援、伝統産業の事業基盤強化、農業者の経営改善、公共交通の運行維持、宿泊観光推進）（2,460百万円）
- ・ウクライナ避難民への支援（支援体制強化、住居支援）（23百万円） など

#### （参考）本市に係るこれまでの交付限度額と活用額

##### <交付限度額> （単位：百万円）

地方単独分		24,065
国補助 裏分	R2年度交付決定分	3,088
	R3年度交付決定分	3,875
	R4年度交付決定分	未定
R3事業者支援分		1,455
R4原油価格・物価高騰対応分		3,771
R4重点交付金分		2,639
合計 (a)		38,893

##### <活用額> （単位：百万円）

R2活用額		17,940
R3活用額		9,600
R4 活用 額	当初	5,473
	5月補正	462
	6月補正	3,771
	小計	9,706
合計 (b)		37,246

<活用可能額 (a-b) > 1,647百万円+未定分

### (4) 検査体制の強化等に係る本市経費（国補助分）

年度		R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (予算)
経費		1,301百万円	6,799百万円	8,651百万円
財 源	国負担	644百万円	3,031百万円	4,693百万円
	市負担	657百万円	3,768百万円	3,958百万円

感染症法上における行政検査の費用など、法で国庫補助率が定められている経費については、別途、臨時交付金として交付されるものの、現状では、本臨時交付金を直接充当できないこととされており、一時的に一般財源を用意しなければならず、また、その額も多額に上っている。

また、交付税制度上、基準財政需要額に感染症対策等の項目として保健衛生費が計上されているものの、コロナ対策以外の経費も含めて7.5億円の増（R2→R4）に留まっている。

### (5) 今後の財政需要について

現時点で、今後のコロナ対策にかかる財政需要額を見通すことは困難であるが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格や物価高騰の影響への対策に万全を期すためにも、引き続き臨時交付金の十分な措置が必要と考える。また、今後、交付決定が予定されている国庫補助事業の地方負担分も含め、令和5年度への繰り越しを可能とするなど、地方の実情に合わせた執行が可能となるよう柔軟な運用とすることが重要。



令和5年度 国の施策・予算に関する  
緊急提案・要望

## 【提案・要望事項】

## 1 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方交付税の総額確保（補正予算での追加交付含む）と臨時財政対策債の廃止
- ② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し
- ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

## ① 地方交付税の総額確保（補正予算での追加交付含む）と臨時財政対策債の廃止

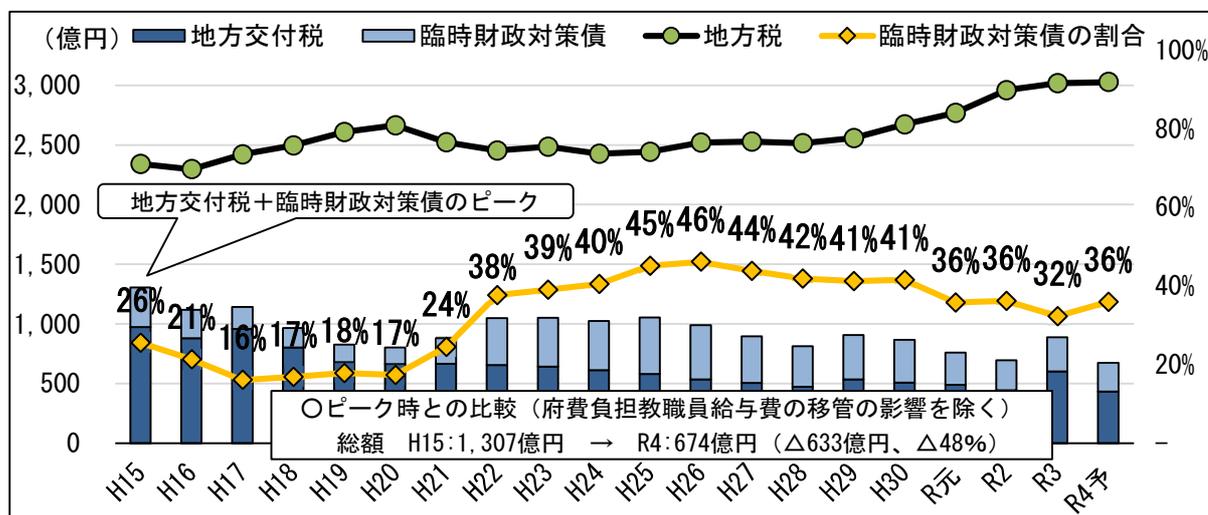
## 1 提案・要望

- (1) 算定過程を明らかにしたうえで、財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること。  
とりわけ令和5年度においては、税収回復局面であり、地方財政計画上の折半対象財源不足額が解消し、基準財政需要額の減額調整が必要となる見込みであるが、大都市のみに偏重した減額を行わないこと。
- (2) コロナ禍の影響が長引く中、令和3年度は国の的確な地方財政計画によって地方交付税の再算定、追加交付が行われた。今年度についても、コロナ禍の影響に加え、原油価格・物価高騰による影響を緩和するための自治体施策を積極的に講じる必要があることから、国税収入の上振れ等の理由で、年度途中で地方交付税の財源が増加する場合は、補正予算において、財政需要に応じた追加交付を行うこと。
- (3) 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

## 2 現状・課題

- (1) 平成16年度以降、国の三位一体の改革により、地方交付税は大きく減少している。とりわけ近年は地方税が増加傾向にあるため、より顕著に地方交付税は減少している。

## &lt;京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から633億円・△48%の減）&gt;



(2) また、本市の地方交付税算定における基準財政需要額総額について、平成 15 年度と比較して、令和 4 年度は 148 億円、4.7%の減。特に、地域振興費・包括算定経費などの一般的な行政経費や公債費は削減傾向にあり、高齢化等による社会福祉関係経費の増加分や、累増する臨時財政対策債の償還費を吸収する形となっている。

### ＜基準財政需要額の推移＞

(単位：億円)

項目	H15	H20	R3※ 当初算定	R3※ 再算定後	R4※	H15→R4	
<b>基準財政需要額</b>	<b>3,138</b>	<b>2,887</b>	<b>3,025</b>	<b>3,165</b>	<b>2,990</b>	<b>△148</b>	<b>△4.7%</b>
社会福祉関係の経費 (生活保護費、社会福祉費、高齢者保健福祉費等)	781	906	1,329	1,329	1,339	+558	+71.4%
臨時財政対策債償還基金費、 公債費(事業費補正を含む)	638	627	525	654	520	△119	△18.6%
うち、臨時財政対策債の償還	(3)	(70)	(246)	(375)	(256)	(+253)	(+8433%)
上記以外のサービスに要する経費	1,719	1,354	1,171	1,182	1,131	△587	△34.2%
うち、地域振興費(H19新設)		220	191	191	181	[ H20→R4 △39 ]	
うち、包括算定経費(H19新設)		234	186	186	173	[ H20→R4 △61 ]	

※府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

(3) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む(H15:4,074億円⇒R4:3,971億円)一方で、社会福祉関連経費に要する一般財源は一貫して増加(H15:786億円⇒R4:1,230億円)しており、必要な財源を十分に確保できておらず、厳しい財政運営を強いられている。

## ② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し

### 1 提案・要望

この間の小規模自治体に手厚い算定方法を、大都市需要にも配慮した算定方法に見直すこと。

特に、税収回復局面における地方交付税の算定に当たっては、大都市に偏重した削減を行わないこと。

### 2 現状・課題

事業費補正や包括算定経費等の新設など投資的経費に関する算定の見直しや、地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により、近年は、比較的、小規模市町村に手厚い交付税の算定\*が続いている。

特に、地方財政計画上の折半対象財源不足額がなくなった税収回復局面(H18→H20、H30→R2)においては、基準財政需要額の調整を大都市需要に関連する項目から多く削減しており、市町村間の規模別で、増減率に大きな差が生じている。

しかし、指定都市は、一般市町村と同一の事務事業を遂行することに加え、大都市特有の行政需要にも対処する必要があり、他の市町村と同様、財政状況が厳しいことには変わりはない。

このため、同様に折半対象財源不足がなくなった今回の税収回復局面においては、これまでと異なり、大都市需要にも配慮し、市町村間の需要額の増減に格差が出ない算定とすることを求める。

※ 小規模市町村に手厚い算定については、本市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行財政審議会(会長:小西砂千夫氏)」からも答申を受けている。

<参考①：基準財政需要額の算定の見直しなどの状況>

- 人口規模（スケールメリット）による嵩上げ・割落とし（段階補正）
  - （例）平成30年度地域振興費  
人口10万人超団体が削減され、4千人未満の団体へ手厚く配分（本市の影響額 △4億円）
  - （例）令和3年度包括算定経費 人口10万人超団体が削減（本市の影響額 △5億円）
- 公共投資事業にかかる事業費補正の削減
- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費など）

<参考②：地方財政計画上の財源不足解消（縮小）時期の交付税算定状況>

（単位：億円）

		H18	H20	H18⇒H20 増減率	H30	R2	H30⇒R2 増減率
京都市	基準財政需要額 (A)	2,998	2,887	-3.7%	3,394	3,384	-0.3%
	基準財政収入額 (B)	2,055	2,109	2.6%	2,372	2,549	7.5%
	差引 (A-B)	943	778	-17.5%	1,022	835	-18.3%
指定その他都市	基準財政需要額 (A)	42,777	42,325	-1.1%	58,004	59,010	1.7%
	基準財政収入額 (B)	35,316	36,484	3.3%	46,327	48,665	5.0%
	差引 (A-B)	7,461	5,841	-21.7%	11,677	10,345	-11.4%
中核市	基準財政需要額 (A)	24,773	24,804	0.1%	36,176	37,218	2.9%
	基準財政収入額 (B)	19,268	19,786	2.7%	26,836	28,292	5.4%
	差引 (A-B)	5,505	5,018	-8.8%	9,340	8,926	-4.4%
市町村その他	基準財政需要額 (A)	146,409	147,535	0.8%	148,399	154,403	4.0%
	基準財政収入額 (B)	93,190	95,875	2.9%	87,180	92,021	5.6%
	差引 (A-B)	53,219	51,660	-2.9%	61,219	62,382	1.9%

※基準財政需要額 (A) は臨時財政対策債振替前の額

⇒ こうした、大都市に偏重した基準財政需要額の見直し等の影響により、地方交付税をはじめとする一般財源の増減率は、団体の類型間で大きな格差が生じている。

<参考③：人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況>

（単位：千円）

項目		H15年度	R2年度	増減額	増減率
京都市	一般財源	266	259	△7	△2.6%
	うち市税+府税交付金	177	211	35	+19.6%
	うち地方交付税・臨財債	89	48	△41	△46.6%
指定その他都市	一般財源	262	252	△10	△3.6%
	うち市税+県府税交付金	206	221	15	+7.2%
	うち地方交付税・臨財債	55	31	△24	△43.9%
中核市	一般財源	215	231	16	+7.4%
	うち市税+県府税交付金	162	182	20	+12.4%
	うち地方交付税・臨財債	53	49	△4	△7.7%
市町村その他	一般財源	242	282	40	+16.4%
	うち市税+県府税交付金	138	172	34	+25.1%
	うち地方交付税・臨財債	104	109	5	+4.8%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市（京都市を含む）の数値は県・府費教職員給与費の移管の影響を除く。

### 3 本市の厳しい財政状況

- (1) このような状況の中、本市の財政状況は指定都市の中でもとりわけ厳しい状況にあり、財政調整基金残高についても、他都市平均を大きく下回る水準にある。

#### <財政調整基金残高の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度※
京都市	14億円	0億円	13億円	36億円	0億円	0億円	20億円
指定都市平均	213億円	204億円	206億円	200億円	202億円	216億円	

※R3交付税の減額精算に備える75億円を除く

- (2) 全ての財政状況を公開し、フルオープン「持続可能な行財政審議会」や、市会等での議論を経て、令和3年8月に「行財政改革計画2021-2025」を策定。持続可能な行財政の確立に向け、徹底した取組を進めているが、令和4年度予算においても117億円の収支不足を、減債基金の計画外の取崩し56億円などの特別の財源対策により補てんせざるを得ない状況。

### ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

#### 1 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること。
- (2) とりわけ現行の清掃費においては、「入湯税納税義務者数」が、観光地のごみ処理に係る割増の指標となっており、観光客数などが反映されておらず、観光によって生じる財政需要の実態に応じた措置がなされていない。宿泊に関する既存の官庁統計（「宿泊旅行統計調査（観光庁）」や「経済センサス（経済産業省）」）を複数用いることなどによって、観光に伴う経費増を的確に反映した需要額の算定を行うこと。

#### 2 現状・課題

- (1) 本市は大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生しているが、地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増（密度補正）はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。

#### <参考：本市の観光ごみ処理経費>

項目	需要額	実経費
清掃費	7百万円	800百万円

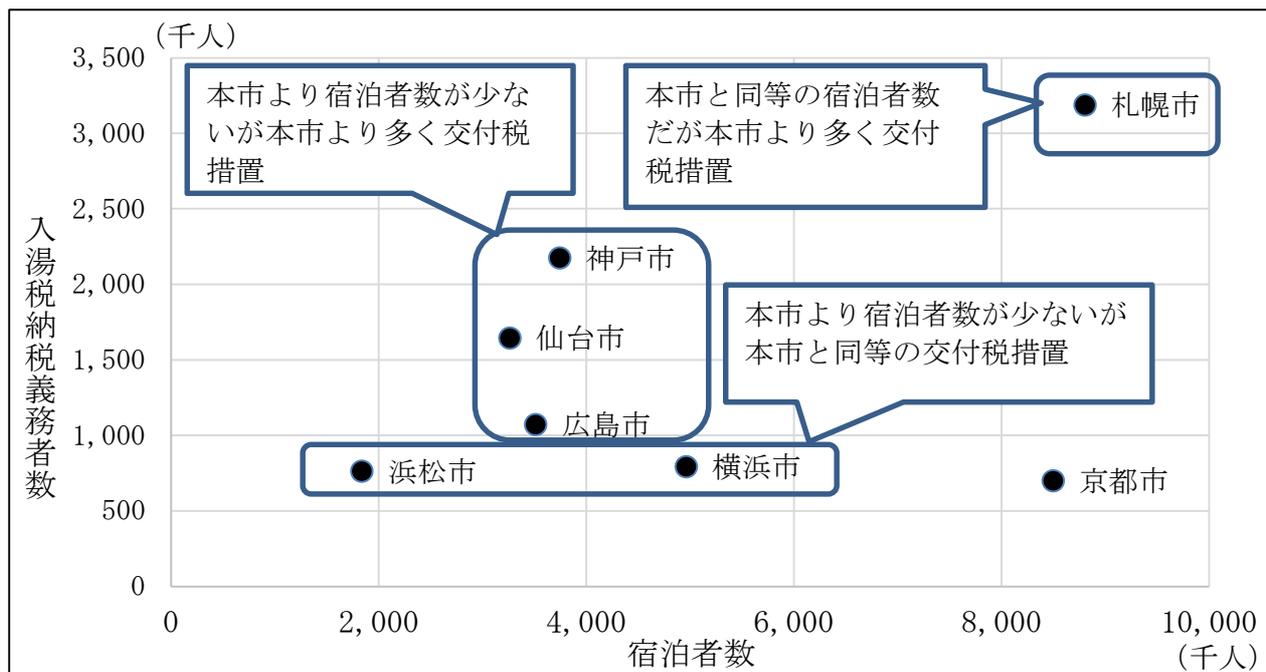
※R元決算数値を記載

また、観光地において、ごみの増加に繋がりやすい消費は「飲食」であると考えられるが、飲食費に係る観光消費のうち約75%（※）は宿泊旅行によるものである。

※ 「旅行・観光消費動向調査（2021年）」の日本人の国内旅行消費額（品目別旅行消費額）から算出。観光・レクリエーション目的の観光客に係る飲食費：宿泊約5.5千億円、日帰2千億円。

- (3) こうした状況を踏まえると、「宿泊旅行統計調査（観光庁）」、「経済センサス（経済産業省）」といった既存の官庁統計を複数用いることなどによって、入湯税納税義務者数よりも、我が国の観光の実態に応じた推計を行うことが可能であると考えられる。

<参考①：本市より入湯税納税義務者数が多い指定都市の宿泊者数（平成30年度）>



<参考②：現行の算定式>

$$\left( \frac{\text{1日当たりの入湯税納税義務者数}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right)$$

温泉地以外の観光地の財政需要が反映されていない。

<参考③：算定式改正案>

「宿泊旅行統計調査」及び「経済センサス」を活用

$$\left( \frac{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊客数(注1)}}{\text{当該団体人口}} \times \frac{\text{当該団体の宿泊業従業者数}}{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊業従業者数(注2)}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right)$$

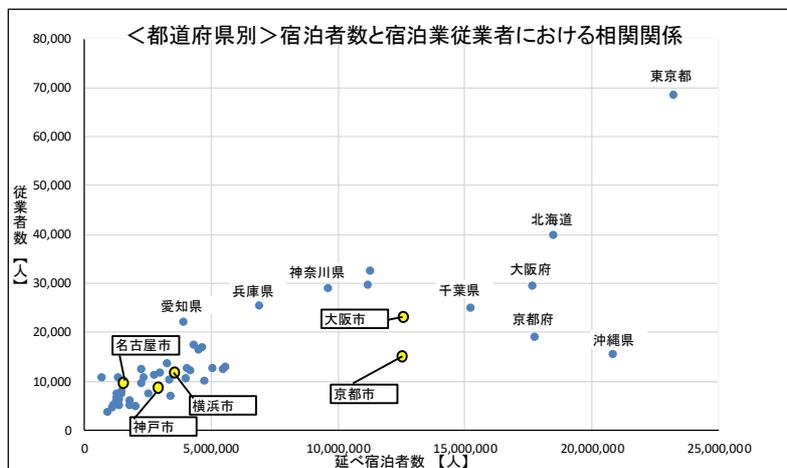
(注1) 宿泊旅行統計調査（観光庁）における「観光目的の宿泊者が50%以上」の施設に係る宿泊者数  
 (注2) 平成28年経済センサス - 活動調査（経済産業省）における産業中分類「宿泊業」の従業者数

※ 本改正案のように、都道府県数値を何らかの数値を用いて按分している例として、「地域デジタル社会推進費」のうち「精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」においては、都道府県の数値を政令指定都市以外の各市町村の人口で按分した値を採用している。

<参考④：宿泊客数との相関関係について>

宿泊業従業者数は、宿泊者数との相関関係が強く、「市町村別の入湯税納税義務者数」で措置額を決定する現行制度よりも、「都道府県別の宿泊者数を市町村別の宿泊業従事者数」で按分する方法の方が、より実態に応じた算定が可能となる。

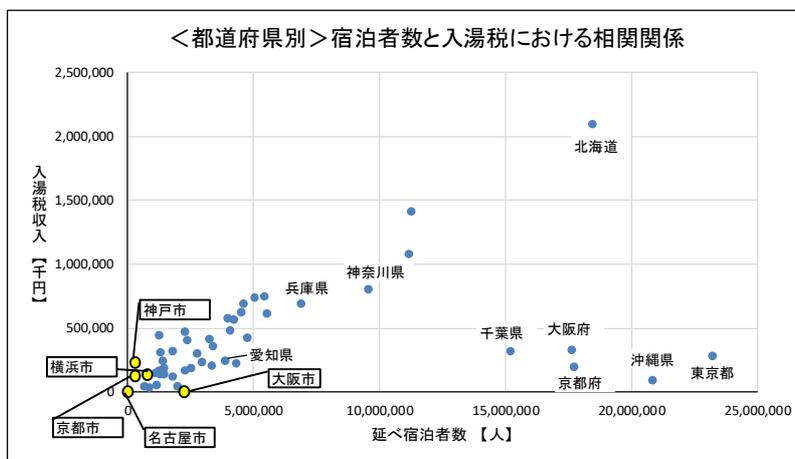
○ 延べ宿泊者数と従業者数の相関係数=0.82



※ 延べ宿泊客数：宿泊旅行統計調査（H30～R2の平均値）。五大市については、宿泊客数の統計がないため、従業者数を基に推計。

※ 宿泊業従業者数：平成28年度経済センサス

○ 延べ宿泊者数と入湯税収入の相関係数=0.40



※ 延べ宿泊客数：宿泊旅行統計調査（H30～R2の平均値）。五大市については、宿泊客数の統計がないため、入湯税収入を基に推計。

※ 入湯税収入：決算統計（H30～R2の平均値）。なお、入湯税の納税義務者については市町村別の数字が公表されていないため、入湯税収入で分析している。

【提案・要望事項】

2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援

1 提案・要望

- (1) 令和4年度までとされている、地下鉄事業の特例債制度について、現下の厳しい地下鉄経営の状況に鑑み、市民の生活路線を確保する観点から、10年間延長するとともに、引き続き所要の財政措置を講ずること。

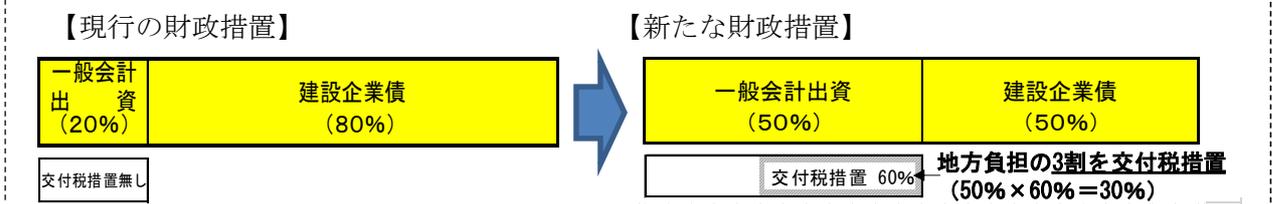
(参考：地下鉄事業の特例債制度について)  
昭和45年度に創設されたもので、一定期間内に発行した地下鉄事業債に係る支払利息相当額を対象として特例債の発行を認め、その償還金について交付税措置を講じるもの

<現在の制度概要>  
発行期間：平成25年度～令和4年度  
本市発行実績：約216億円  
(平成25年度～令和4年度(予定)の総額)

<制度延長で期待できる効果>  
利子負担が概算で約34億円  
(うち約15億円交付税措置)  
軽減

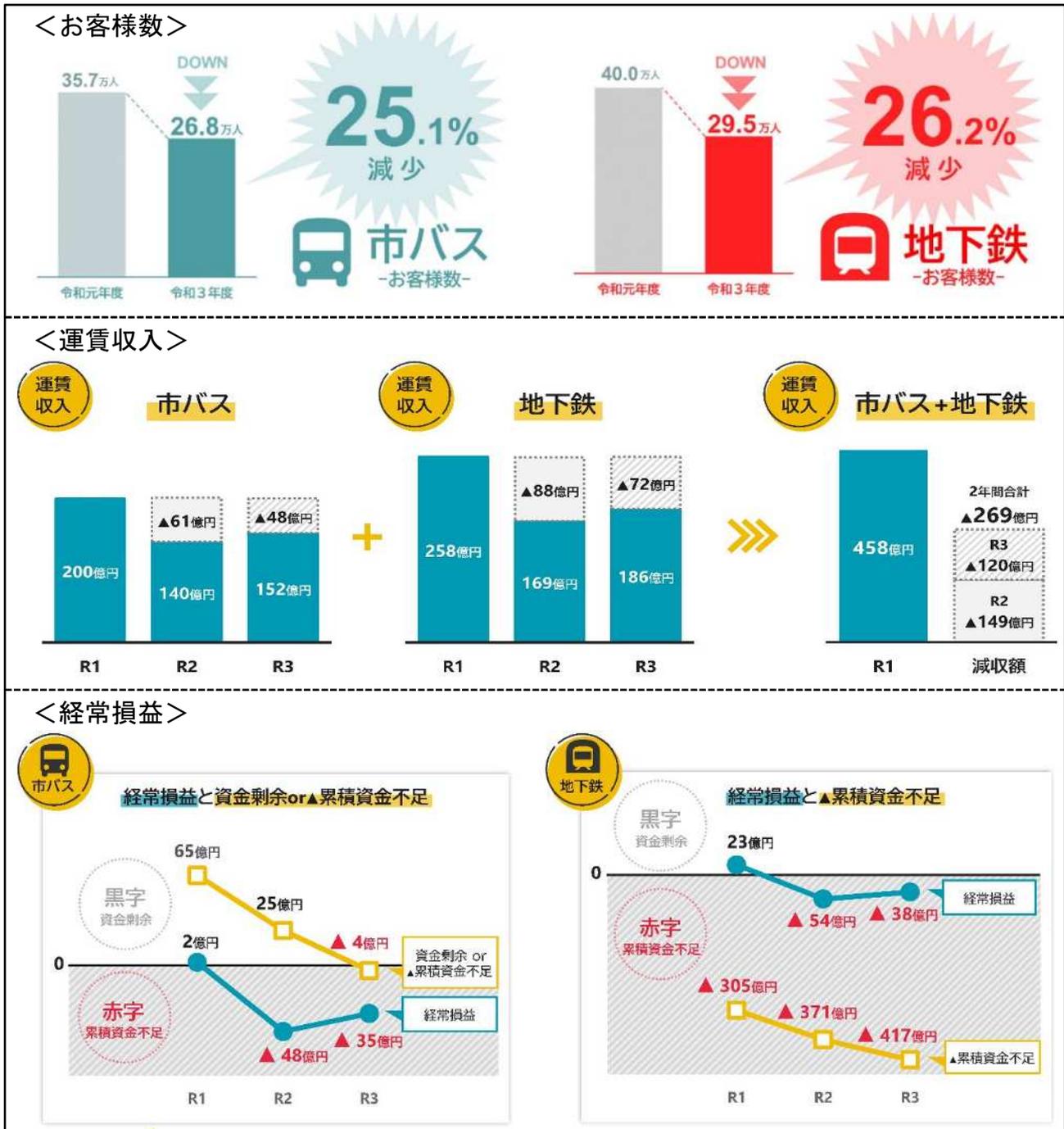
- (2) 特別減収対策企業債について、来年度以降も継続するとともに、支払利息の全額補助等の財政措置を拡充すること。
- (3) 経営状況が突出して悪い公営地下鉄路線（経常損失及び累積欠損金が料金収入に対して一定割合以上の赤字路線）に係る建設改良費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その60%に交付税措置を講ずること(※)。  
加えて、過去債務の利払い費の借換えを可能とし、償還年限も特別減収対策企業債と同様に30年まで可能とすること。

※ 当該措置は、厳しい経営体に限定した水道管路老朽化対策と同様のものであり、措置率は現行の地域鉄道支援に対する財政措置と同一のものである。



- (4) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、来年度以降も継続するとともに、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めること。

## 2 市バス・地下鉄事業の経営状況



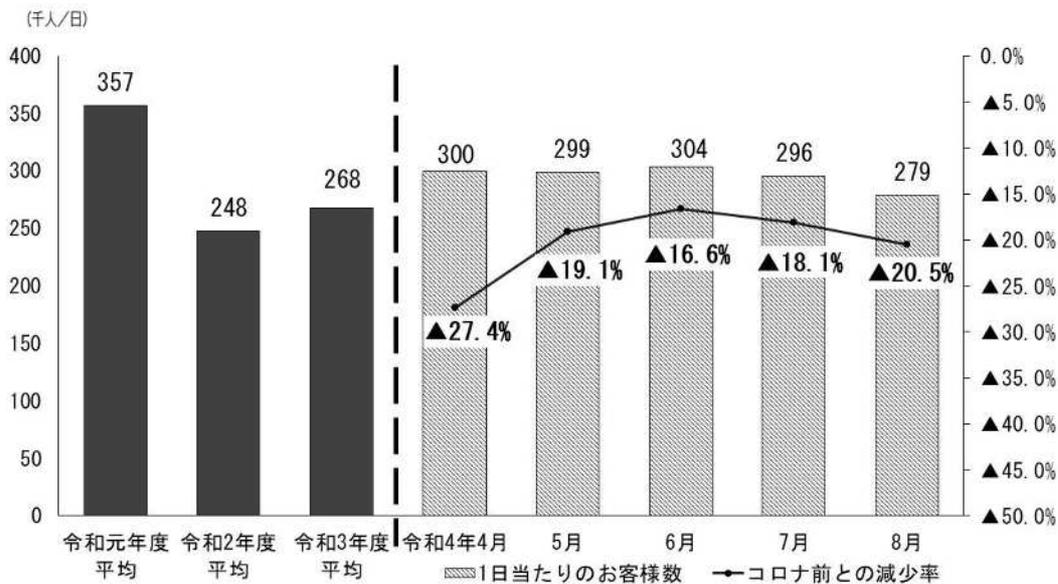
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるお客様数の大幅な減少により、経営状況が著しく悪化し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となった。
- こうした厳しい経営状況の中でも、市民生活と都市活動を支える市バス・地下鉄の持続可能な事業運営を目指し、令和4年3月に策定した中長期経営計画の、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】」（以下「経営ビジョン改訂版」という。）に基づき、経営改善に努めている。
- しかし、依然として大幅なお客様数の減少は継続。経費削減に努めたが、令和3年度決算においては昨年度に引き続き両事業ともに大幅な経常赤字を計上。令和4年度予算でも、経常損益について市バス▲41億円、地下鉄▲54億円と引き続き大幅な赤字を見込んでおり、地下鉄事業は経営健全化団体からの脱却を見込める状況にない。

### 3 持続可能な事業運営に向けて

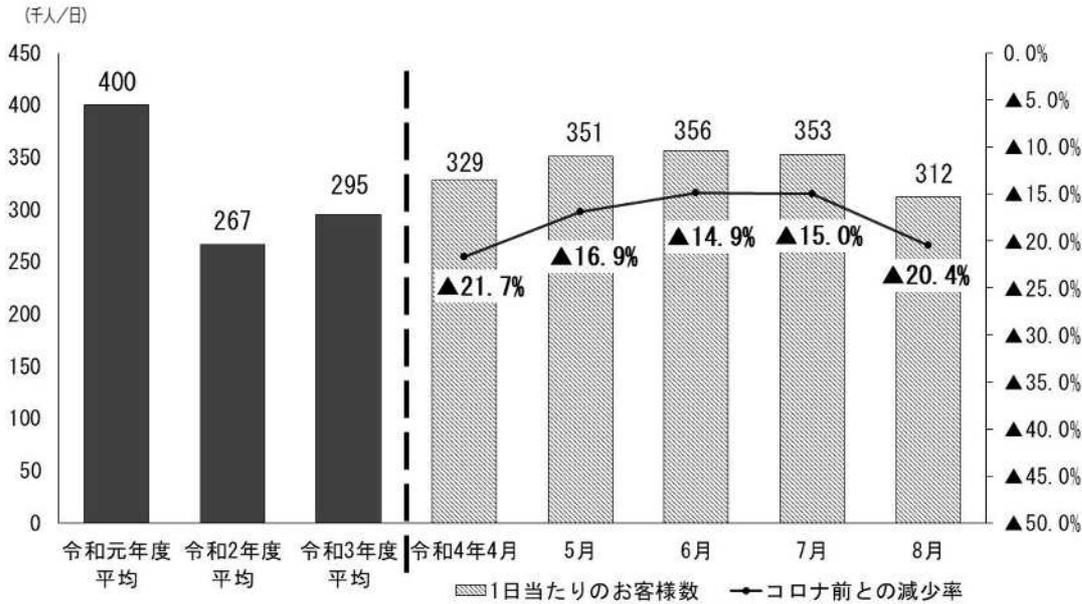
- ・ 令和4年度4月～8月のお客様数について、通勤利用は一定回復基調にあるものの通学や、買い物などの日常の利用、観光利用はいまだ回復しておらず、コロナ前（令和元年度の同時期）に比べ、約20%の減と極めて厳しい経営状況が続いている。
- ・ このような中、これまでから間断なく実施してきた人件費や経費の削減に加え、経営ビジョン改訂版に基づき、ダイヤの見直しや駅有人改札業務のリモート化などの更なる経費削減策と、経済団体・大学への訪問による定期券の販売や美術館・博物館等との連携、駅ナカビジネスや広告などの取組を促進による収入増加策などあらゆる経営健全化策に取り組んでいる。
- ・ しかし、市バス、地下鉄の御利用は、感染状況に大きく影響を受け、かつ新たな生活様式の浸透により今後も回復が見込めないなど、依然として先行きが見通せないこと、さらに今後、車両・設備に多額の投資が必要なことや原油高による燃料費等の高騰といった課題を抱えており、この先も厳しい状況が続く見通しである。
- ・ また、コロナによる減収はもとより、バリアフリーをはじめとする安全安心のための設備更新等に多額の経費を要することから、持続可能な事業運営に向け運賃改定を見込まざるを得ない状況である。

#### <参考1：令和4年4月～8月お客様数推移（令和元年度比較）>

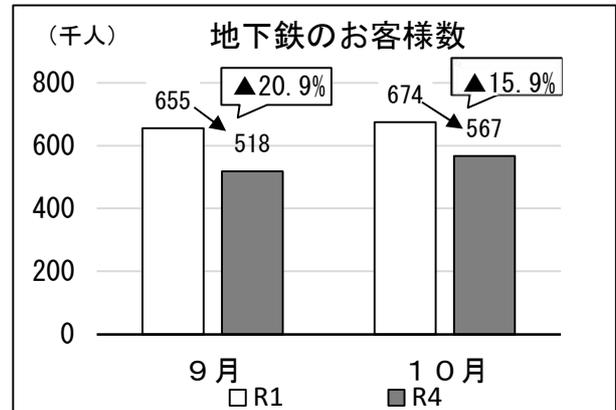
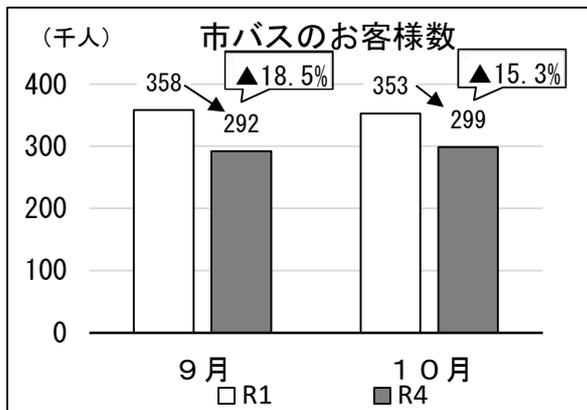
##### ① 市バス事業



## ② 地下鉄事業



※ 令和4年9、10月のお客様数（市バスは計数機、地下鉄改札通過人員） ※10月23日時点



<参考2：新たな健全化策実施後（運賃改定なし）の収支見通し>

### ① 市バス事業

経常損益は今後も赤字のまま推移し、累積資金不足は増加し続ける。

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
経常損益	▲45	▲41	▲36	▲25	▲13	▲2	▲3	▲4
累積資金不足※	▲14	▲49	▲79	▲96	▲106	▲109	▲112	▲117

### ② 地下鉄事業

経常損益は今後30年にわたり赤字が継続。累積資金不足の最大値は1,200億円を超えるまで増大し、運転資金の調達が極めて不安定な状態となる。

(単位：億円)

	R3	...	R20	...	R30	R31	R32	R33	R34	R35
経常損益	▲45	...	▲38	...	▲18	▲15	▲1	▲4	▲1	2
累積資金不足※	▲422	...	▲889	...	▲1,116	▲1,161	▲1,208	▲1,236	▲1,240	

※ 累積資金不足とは、日常の運転資金の不足額のこと。支払に支障を来さないように金融機関などから一時的に借り入れている金額のこと。なお、運転資金に余剰が出ている場合は資金剰余額となる。

**【提案・要望事項】****3 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決****1 提案・要望**

本市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、令和7年度末までの移行を目指した取組を進めている。

国においては、標準化の円滑な推進に向けて基本方針を閣議決定されたところであるが、移行期限の目標を達成するためには課題が山積しており、自治体の努力はもとより、国による更なる対策が不可欠である。

とりわけ、次の点について早急に実効性ある対策を講じることが必要であると考え。

**(1) 指定都市特有の事情も考慮した十分な財政措置（国補助金の上限額増額）**

標準化は法律で新たに義務付けられたものであるが、現段階で国補助金の大幅な不足が明らかとなっている。標準化の取組を進めるに当たっては、単なるコスト削減だけではなく、業務改革による行政効率化や市民サービス向上を実現することが重要であり、これらの目的を達成するために、国費による十分な財政措置を強く求める。

**(2) 円滑な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備**

我が国のデジタル社会形成に向け、全ての自治体が一斉に対応する必要があることから、全国的に IT 技術者がひっ迫している。できるだけ早期かつ円滑な移行を行うためには IT 技術者の確保が不可欠であり、そのための環境整備を強く求める。

**(3) 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供**

国が示す標準仕様に合わせて、事業者が標準準拠システムを開発するために十分な期間を確保でき、また、自治体が業務プロセスの再構築を着実に行うことができるよう、取組の推進に必要な情報は、必要な時期までに提供することを強く求める。

**2 本市における取組状況**

標準仕様の公表に合わせ、順次、現行システムと標準仕様との差異分析や、業務プロセス見直しの検討を進めている。住民基本台帳等の2業務については、令和4年9月に移行作業に係る業務委託契約を締結し、令和7年1月の移行を目指している。

**<取組スケジュール>**

[凡例] 国における標準仕様の ▼:策定時期 ▽:改定時期

業 務	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
住民基本台帳 印鑑登録	▼	▽	▽ (随時▽)	(随時▽)
		影響度調査 業務プロセス見直し検討		標準準拠システムへの移行作業 業務プロセス見直し (～6年度)
第1グループ (固定資産税 など7業務)		▼	▽ (随時▽)	(随時▽)
		影響度調査 業務プロセス見直し検討		標準準拠システムへの移行作業 業務プロセス見直し
第2グループ (国民健康保険 など11業務)			▼ (随時▽)	(随時▽)
			影響度調査 業務プロセス見直し検討	標準準拠システムへの移行作業 業務プロセス見直し

### 3 課題

#### (1) 財源の不足

本市における移行に要する経費は、調査費及び現時点で見積もることができる一部業務（標準化対象の20業務中、住民基本台帳及び印鑑登録の2業務）の移行費だけで14億円であり、既に国庫補助の上限額（12.5億円）を上回っている。

標準化の政策目的の達成や、市民生活を支える各種施策への影響が生じないように、国費による十分な財政措置が必要である。

#### <本市予算（決算）計上額>

（単位：億円）

項目	令和3年度 （決算）	令和4年度	令和5・6年度 （債務負担行為）	合計
調査費（対象20業務）	0.9	4.5	—	5.4
移行費（対象20業務のうち2業務）	0.0	1.9	6.7	8.6
合計	0.9	6.4	6.7	14.0

※ 現段階の機械的な試算を踏まえると、対象20業務の調査費・移行費は、100億円を超える見通し

#### <国庫補助が不足となる主な要因・背景>

- ・ 指定都市においては、行政区ごとの対応が必要になること、また、多様な住民ニーズに対応するため、処理するデータがより膨大であり、標準化対象外の情報システムの連携部分の改修も多数あることなどから、特有の経費が必要となる。
- ・ これまで指定都市の業務に対応し得るパッケージソフトが十分に存在しない中、本市では早くから独自に情報システムを導入・活用し、業務の効率化を図ってきたところであり、今般の標準準拠システムへの移行に当たっては、独自形式のデータからの変換等に伴う特段の経費が不可欠な状況にある。

#### (2) 全国的なIT技術者のひっ迫

本市では、複数の事業者に対し、標準準拠システムへの移行業務の受託可能性などについて調査しているところであるが、全国一斉対応による需要の集中により、住民基本台帳などの一部業務を除き、対応できるIT技術者の確保に課題があると聴取している状況である。また、IT技術者のひっ迫により、調達価格が高騰しやすい状況ともなっている。

#### (3) 標準仕様等に係る詳細情報の不足

令和4年8月までに、標準化対象全20業務及び共通要件の標準仕様が公表されたが、仕様書によっては、自治体の状況・意見が反映されていない事項が多数存在するうえ、指定都市向けの機能がオプション扱いとされ、指定都市に対応する標準準拠システムが提供されるかどうかなど不透明な要素が残されている。また、ガバメントクラウドの仕様についても、詳細が十分に示されていない。

#### (4) 万全な情報セキュリティ対策と安定的なシステム稼働

標準化対象業務は、いずれも住民情報を取り扱い、行政サービスの根幹を支えるものであることから、万全な情報セキュリティ対策はもとより、ネットワーク障害や処理速度の遅延等を生じさせない措置が必要である。

## 【提案・要望事項】

### 4 文化庁の機能強化及び文化政策の充実

- ① 日本の文化行政の発展につなげるための連絡会議の実施
- ② 文化政策の国内外への発信力の強化
- ③ 文化庁移転を契機とした、文化行政の一層の推進
- ④ 文化庁予算の抜本的拡充、並びに文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転や、国立文化財修理センター（仮称）の早期設置による体制強化

#### ① 日本の文化行政の発展につなげるための連絡会議の実施

##### 1 提案・要望

文化庁の京都移転に向け、京都においては、オール京都で文化庁を受け入れるためのプラットフォームを結成するなど、これまで、移転場所の整備や文化庁職員の住環境の確保等の準備を進めてきた。文化庁の京都移転を契機に、京都の歴史・文化、国際的なブランド力を活用し文化行政の深化を図るため、本市として、京都府とも連携のもと、引き続き、サポートを行ってまいりたい。

そのためにも、文化庁と、本市・京都府等による連絡会議を定期的実施し、オール京都の文化庁京都移転プラットフォーム等、京都の官民挙げての体制の下での、職員の住まいや引越し後の暮らしに対する支援、京都移転後の新たな働き方に対する継続したサポート、京都が誇る人材・技術・情報等の資源を文化政策に役立てる手法、京都に所在する利を活かした文化政策の国内外への発信力の強化や今後の文化政策の推進等に関する意見交換や情報共有を行うことを求める。

#### ② 文化政策の国内外への発信力の強化

##### 1 提案・要望

文化庁に関する記者クラブの京都設置に向けた取組の推進や、文化に関する国主催の会議（文化審議会等）及び国際会議（ユネスコ文化大臣会合等）の京都での開催などにより、文化政策の国内外への発信力強化を図ることを求める。

##### 2 発信力の強化に当たって

文化庁の京都移転は、政府関係機関移転基本方針において、国際発信力の向上が期待できるものとされており、また、岸田内閣総理大臣は、文化庁の京都移転の意義について、「京都の文化の背景には生活があり、歴史の積み重ねがあり、京都からの日本文化の発信は、発信の重み・厚みが変わる」と語られていることから、文化庁が企画、決定した文化政策を京都から国内外に積極的に発信していくことが重要。

#### ③ 文化庁移転を契機とした、文化行政の一層の推進

##### 1 提案・要望

文化庁メディア芸術祭の後継となる、マンガ、アニメ、デジタルアート振興のため

の新たな芸術祭の再構築と京都での開催や、大阪・関西万博と連携した、オール京都によるアートフェアの開催への支援など、京都から文化の力で日本を元気にするための取組の推進、及び政策面での国と地方自治体の連携強化を求める。

**④ 文化庁予算の抜本的拡充、並びに文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転や、国立文化財修理センター（仮称）の早期設置による体制強化**

**1 提案・要望**

- (1) 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるための、文化庁予算の拡充を求める。
- (2) また、我が国の文化行政を総合的に推進し、文化芸術立国を実現するための、文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転を求める。
- (3) 加えて、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた本市の技術、知識、経験や関連施設等を活用しながら、全国の文化財保護行政の進展に寄与するためにも、文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）の早期設置と、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開の実施など、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組の推進を求める。

**2 文化庁予算の状況**

- ・ 令和5年度の文化庁の概算要求は1,350億円（対前年度比125.5%）。
- ・ 日本の国家予算に占める文化支出の割合は、他諸国に比べると低い状況である。

（諸外国との文化支出の比較（2020年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日本	1,166億円	0.11%
フランス	4,620億円	0.92%
韓国	3,438億円	1.24%

（出典）文化庁委託事業 令和2年度「文化行政調査研究」諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書

**3 文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転**

- ・ 参事官（文化観光担当）は、観光の振興に資する見地からの文化振興等のために設置されたものであり、その移転は、政府関係機関移転基本方針に示された「京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、（中略）文化財を活用した観光の強化推進が期待できる」という、文化庁移転の目的と合致する。
- ・ また、参事官（食文化担当）は、我が国の食文化の振興等のために設置されたものであり、平成29年7月の文化庁移転協議会において、「食文化等の生活文化振興」が本格移転後の京都における本庁業務とされている。
- ・ 数多くの文化資源を有した世界的な国際観光都市であり、また、長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練され、国の登録無形文化財となる京料理をはじめとする様々な食文化が根付く京都をフィールドとした施策立案を進めてこそ、「現場第一」の原点に立った文化政策の推進が期待できる。
- ・ コロナ禍において、テレワークの普及など働き方の多様化が急速に進んでいることから、ICT環境の整備等を進め、両組織の京都移転を実施し、京都をフィールドとした施策の企画立案を進められたい。

**【提案・要望事項】****5 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援****1 提案・要望**

- (1) 大学の安定的な運営のため、地方交付税において大学が果たす役割や実態に見合った基準財政需要額となるよう、公立大学学生1人当たり単位費用の大幅な引上げを求める。
- (2) 令和5年度に予定しているキャンパス移転を見据え、研究水準の向上と異分野融合による新たな領域の創出や研究結果の効果的な発信をより一層推進するため、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターについて、共同利用・共同研究拠点として認定することを求める。また、共同利用・共同研究拠点の充実に向けて、採択校数の拡充を求める。
- (3) 令和2年度から開始された高等教育の修学支援制度について、授業料等減免の対象外となっている大学院生や留学生等を対象に加えるよう、更なる制度の充実に求める。

**2 大学の安定的な運営**

- (1) 地方交付税の基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの単位費用については、令和3年度に創設された専門職大学（理科系・芸術系）を除くすべての種別で、平成25年度以降減少傾向にある。
- (2) 令和3年度の芸術系（市町村）の単位費用は813千円である一方、京都市立芸術大学では、令和3年度決算ベースで学生1人当たり2,063千円の経費を要している。
- (3) 大学の安定的な運営に当たっては、単位費用を大幅に引き上げ、実態に見合ったものとする必要がある。

**<地方交付税基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの単位費用> (単位:千円)**

種別	H16	H25	R3	ピーク時からの減少幅※
医科系	4,586	3,941	3,763	823 (17.9%)
歯科系	2,775	2,303	2,120	655 (23.6%)
理科系（道府県）	2,004	1,794	1,461	543 (27.1%)
保健系	2,004	2,018	1,668	350 (17.3%)
社会科学系	334	224	212	122 (36.5%)
人文科学系	369	455	435	20 (4.4%)
家政系・芸術系（都道府県）	886	714	691	195 (22.0%)
<b>家政系・芸術系（市町村）</b>	<b>1,061</b>	<b>852</b>	<b>813</b>	<b>248 (23.4%)</b>
専門職大学(理科系・芸術系)	—	—	1,590	—

※ 保健系、人文科学系はH25、その他はH16がピーク

(出典：一般社団法人公立大学協会「公立大学ファクトブック2021」)

### 3 特色ある共同利用・共同研究拠点の採択及び採択校数の拡充

- (1) 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターでは、日本伝統音楽を中心とする音楽の総合的研究に関する「共同利用・共同研究拠点」の認定に向け、令和2年度から申請を行っているが、2年連続で不採択となっている。
- (2) 京都市立芸術大学は、令和5年度秋に、郊外から京都駅東部エリアへキャンパス移転を予定している。「テラスとしての大学」のコンセプトの下、新しい施設と京都駅前の利便性を最大限に活用し、国内外の多様な人々が往来でき、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障害の有無など社会の多様性を受入れ、創造的な交差・交流が「芸術」をエンジンとして活発に行われる。そして、そこから発生する刺激や情報を教員や学生たちが吸収し、作品や研究、演奏に昇華していく、そのような大学を目指している。
- (3) 移転により、大学へのアクセスが向上し、様々な学術分野との連携など、今よりも共同研究を進めやすくなることに加え、研究結果についても、幅広い発信が期待できることから、移転を行う令和5年度に認定を受けたいと考えている。
- (4) また、共同利用・共同研究拠点の充実に向けては、採択校数の拡充が必要。

**(参考) 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターについて**

- ・ 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターは、日本の社会に根ざす伝統文化を、音楽・芸能の面から総合的に研究することを目指し、平成12年に設立。
- ・ 同センターは、日本の伝統音楽を総合的に研究する国内唯一の公的研究機関。国内外の研究者・研究機関・演奏家と提携し、日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を研究、その成果をさまざまな形で発信。
- ・ スタンフォード大学音楽学部との研究協力協定に基づき能の研究を行いウェブサイト「Noh as Intermedia」を公開。
- ・ 研究成果を社会に還元するため開催している公開講座の講師に、萩岡松韻、竹本駒之助、今藤政太郎、常磐津小文字大夫などの著名な実演家をお迎え。
- ・ プロジェクト研究及び共同研究の研究員にも他大学等の研究者が多数参画。

### 4 高等教育の修学支援制度（授業料等減免）

- (1) 「大学等における修学支援に関する法律」の施行により、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、費用については交付税措置されているが、留学生や大学院生等については対象外となっている。このため、対象外の学生に係る減免について、大学が独自で支援しているものの、大きな負担となっている。

<令和3年度京都市立芸術大学独自減免の実績>

人数	84人 内訳) 留学生 29人 大学院生 33人 学部生 (高校卒業後3年以上経過し、入学した者) 22人
減免額	14,975,610円
減免内容	入学金：282,000円 授業料：535,000円を上限に 全額免除、7割減、5割減、3割減のいずれか

**【提案・要望事項】**

**6 子ども・子育て支援の充実**

**1 提案・要望**

こども家庭庁の創設を契機とした、こども政策・少子化対策の抜本的強化に向けて、以下のとおり求める。

- (1) 53年前から変わっていない保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- (2) 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実
- (3) 自治体の財政力にかかわらず、国制度としての子ども医療費等助成制度の創設

**2 現状・課題等**

**① 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善**

**(1) 現状・課題**

広く子育てとして見た場合、この間、学校教育においては小学校 35 人学級や教科担任制の導入に向け、見直しが進められている一方で、保育士配置基準全体は 53 年前、特に 5 歳児クラスは 74 年前から変わっておらず、教育・保育機関の違いのみで異なる制度設計となっている。

また、職員の処遇改善については、国において令和 4 年 2 月に収入を 3 % 程度 (月額 9,000 円) 引き上げる措置を実施されたが、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、更なる処遇改善が必要不可欠である。

**(2) 本市の取組**

本市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施している。

一方で、これらには多額の財政負担も伴っていたため、本市の厳しい財政状況を鑑み、持続可能な子育て支援施策の実現に向けて検証を進め、令和 4 年度から、本市独自の人件費補助制度を再構築 (本市独自予算として約 54 億円計上) し、取組を進めている。

**【保育士配置基準 (子ども : 保育士)】**

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国※1	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市		5 : 1※2		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※1 国の基準全体は 53 年前、特に 5 歳児クラスは 74 年前から変わっていない。

※2 1 歳 8 箇月に満たない子どもについては、4 : 1 まで保育士を加配できるよう助成を実施。

## ② 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実

### (1) 現状・課題

#### ア 負担割合の適正化をはじめとした財政支援の充実

国においては、この間、保育所や私立幼稚園等において医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市や私立幼稚園の財政負担が過大となっており、今後も積極的な受入れを進めるためには、負担割合の適正化が必要である。

	現行の財政負担割合	求める財政負担割合
保育所等での受入れ	国 2 / 3 指定都市 1 / 3	その他市町村と同様 1 / 6 (子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合は指定都市、その他市町村ともに 1 / 4)
私立幼稚園での受入れ	国 1 / 3 幼稚園 2 / 3	保育所等での受入れと同様の国の負担割合 (現行 2 / 3) とすること

また、市立学校において医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化や、通学支援を含む看護師の更なる配置等といった財政支援の拡充が必要である。

#### イ 1 施設当たり補助基準額の上限の撤廃

複数児童を受け入れている保育所等については、1施設当たりの看護師等の配置に係る補助基準額の上限 (R3 : 約5百万円、R4 : 約11百万円) を大きく上回る財政負担が発生しており、実態に応じた制度改善が必要 (令和3年度に、10人を受け入れた園で約26百万円の超過負担が発生 (総支出負担額約31百万円))。

#### 【保育所等や学童クラブ事業などでの受入支援に係る本市予算額 (千円)】

年度	本市予算額	国補助額	本市負担額
R3	96,039	25,055	70,984
R4	133,395	42,792	90,603

※ R4国補助額は、実質1/3にとどまっている。

### (2) 本市の取組

国事業を活用し、看護師等の人件費に対する補助を行っているほか、学童クラブ事業で訪問介護を利用した場合の自費診療の一部助成を本市独自で実施。

また、市立学校でも、医療的ケアが必要な児童生徒数に応じて看護師を配置しており、さらに総合支援学校ではスクールバスでの通学が困難な医療的ケア児を対象に、看護師同乗の福祉タクシーで送迎を行う通学支援を令和4年10月から開始。

## ③ 自治体の財政力にかかわらず、国制度としての子ども医療費等助成制度の創設

### (1) 現状・課題

子ども医療費等助成制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。

本来、国民の命と健康を確保することは国の責務であり、また、国全体の喫緊の課題でもある少子化への対策を抜本的に強化するためにも、全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、安心して医療が受けられるよう、自治体の意見を聞きながら、国として全国一律の助成制度を創設することが必要である。

**【提案・要望事項】****7 マイナンバーカードの普及促進のための確実な財政措置****1 提案・要望**

マイナンバーカードの交付体制を令和5年度も維持するための必要額を、補正予算を含めて確保し、確実に財政措置すること。

加えて、今後の財政措置に当たっては、当初予算で必要額を確保すること。

**2 現状・課題**

- 本市において、令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することを目指し、制度周知や円滑な交付については自治体の責務として、取組を進めている。
- こうした中、令和5年度概算要求において、市区町村へ配分されるマイナンバーカード交付事務費補助金の予算総額が、令和4年度の696.8億円（別途、令和3年度からの繰越あり）から236.6億円（▲66%）と大幅に減額。  
令和4年度予算の繰越がない場合、国からの補助額が令和4年度の約17億円から約3億円（前年度比▲約14億円、▲約82%）になる見込みで、このままでは、出張申請窓口や広報等の事業はもとより、マイナンバーカードセンターの維持すら厳しい状況にあり、カードの交付数に大きな影響が生じる。
- カードの普及を更に促進するためには、交付体制の維持が重要であり、令和4年度補正予算等での必要額の財政措置や速やかな方針決定が必要である。
- なお、今後の財政措置に当たっては、安定的なカード交付体制を確保するための観点からも当初予算での必要額の確保を図られたい。また、確保された額を基に予算編成を行うことから、自治体に措置される予算額の規模を明確に示していただきたい。

**【令和5年度概算要求額の補助金額で可能な窓口体制の想定】**

	現状	概算要求を踏まえた体制
カード関連業務の窓口	マイナンバーカードセンター等	廃止
	各区役所・支所カード交付コーナー	現状維持
		バックヤード機能拠点1箇所【新設】
カード交付可能数	30,000～40,000枚/月	6,000枚/月
出張申請窓口、出張申請サポート窓口	年間1,500回程度実施の見込み	0回

**(参考) 本市の状況**

- 令和4年9月末時点における本市におけるカードの申請率（※）  
62.9%（全国61.8%）、交付率49.5%（全国49.0%）  
（※）申請率はJ-LIS集計値であり、申請不備等の受理に至らない申請分も含まれるもの。  
令和4年8月に初めて総務省から示された「申請件数率」とは集計方法が異なる。
- 企業向けの出張申請窓口開設 29企業・団体、56回実施（令和4年度実績（9月末時点））
- 大学向けの出張申請窓口開設 9大学、16回実施（令和4年度実績（9月末時点））
- 延べ1,300以上の関連団体・企業・施設に対し周知啓発を実施
- 今後、イベントにおけるブース出展及び自動車（マイナカー）を活用した小口の出張申請を実施予定

## 【提案・要望事項】

## 8 国の財源の確保・拡充

## 1 提案・要望

- (1) 個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の十分な財源確保・拡充を求める。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財政支援を求める。また、5か年加速化対策後も、防災・減災、国土強靱化に資する事業を切れ目なく進めるための継続的な支援を求める。

## 2 本市における国土交通省補助金の活用状況

- (1) 本市では、都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対し、道路メンテナンス事業をはじめとする「個別補助事業」や「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」を活用し、計画的に事業を推進。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、近年激甚化する自然災害に備え、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- (3) 令和4年度は、国土交通省から要望額の9割を超える補助金が措置されているものの、資材価格が高騰する中でも市民の安心・安全を確保する事業を着実に推進するためには、令和5年度以降も引き続き安定的な財政措置が必要不可欠。

## 【令和4年度当初予算 補助金の措置状況】

(単位：百万円、%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（改築、のり面対策、橋りょう健全化、舗装修繕、無電柱化など）	1,430	1,405	25	98.3
都市再生整備計画事業	96	96	0	100.0
公園	129	129	0	100.0
河川	254	240	14	94.5
区画整理事業	204	153	51	75.0
住宅・建築物	1,239	1,239	0	100.0
古都保全・風致美観	209	190	19	90.9
下水道	3,712	3,288	424	88.6
合計	7,273	6,740	533	92.7

**【提案・要望事項】**

**9 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、**

**京都刑務所**（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

**京都拘置所**（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

**京都運輸支局**（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

**など、国有地の有効活用の検討**

**1 提案・要望**

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

**2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）の敷地**

(1) 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌

(2) 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）、新十条通（稲荷山トンネル）の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上



**3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）**

(1) 策定に当たっては、

ア 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施

⇒ 487人の市民等から、895件の意見が寄せられる

約7割の方が戦略に肯定的な意見

- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示

#### 4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

#### 5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和2年3月策定）

- (1) 策定に当たっては、
  - ア 近畿2府4県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
    - ⇒ 216社（約4割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答
  - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
    - ⇒ 196人の市民等から、299件の意見が寄せられる
    - 約9割の方が活用案に肯定的な意見
    - ⇒ 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ らくなん進都内外の企業の新規拠点</li> <li>・ インキュベーション施設 等</li> </ul>
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の研究機関、民間研究施設</li> <li>・ レンタルラボ 等</li> </ul>
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等</li> </ul>
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等</li> </ul>

## 【提案・要望事項】

### 10 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

#### 1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市との道路ネットワーク強化のため、以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
- (3) これらについて、財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

#### 2 現状・課題

- (1) 堀川通、及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国において令和3年7月に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」で広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、令和4年4月には物流の観点から機能強化を推進する「重要物流道路」としても位置付けられている。
- (2) また、堀川通については、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられていることを踏まえ、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要。
- (3) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たっては、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要。
- (4) 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要。



堀川通の交通渋滞状況  
(堀川塩小路北側付近)



国道1号（京都・大津間）の被災・通行止め状況  
(令和3年8月、大津市追分町付近)  
[出典：滋賀国道事務所 Twitter]